

東京生薬協会会報に関する規程

平成18年3月20日 制定

平成29年6月2日 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京生薬協会（以下「当法人」という）の発行する雑誌である「東京生薬協会会報」（以下、「会報」という）の適正な制作と利用を目的とする。

(編集方針)

第2条 会報にはその活動に関わる諸会議の報告及び生薬・漢方薬に関する広い分野にわたる情報（論文、資料等）を掲載する。掲載対象は、生薬・漢方薬の研究活動成果報告、各委員会による活動報告及び内外からの寄稿とする。企画、編集に当たっては次の点に留意する。

- (1) 当法人内外には広く執筆者を求め、会員の実務に役立つ記事の掲載に努める。
- (2) 国内外の生薬・漢方薬に係る諸情勢の変化を先取りし、タイムリーな記事の掲載に努める。
- (3) バランスのとれたテーマの選定に努める。
- (4) 記事の質的向上に努めると共に、いろいろな違った視点からの考え方を提供するように努める。
- (5) 会員に親しみやすく、読みやすい誌面作りに努める。
- (6) 次の各号に該当する原稿は掲載しない。
 - ・他誌等で記事として発表されたあるいは発表される原稿。
 - ・他人を中傷・誹謗するような記述のある原稿。
 - ・不正確、未確認な事項に係る記述のある原稿。
 - ・プライベートな事項に係わる原稿、品位を損ねる記述のある原稿
 - ・その他公序良俗に反する原稿。
 - ・別紙の「原稿執筆の手引き」に著しく反する原稿。

(掲載についての検討)

第3条 当法人が原稿を受領した日を受領日とする。受領した原稿は当法人の広報委員会が「編集方針」に則りその内容を検討し、「会報」への掲載可否について審議し決定する。

(著作権の許諾)

第4条 原稿の著作権は執筆者に帰属するが、当法人は「会報」、「協会ホームページ」に掲載、転載、または再掲載することが出来る。

- 2 「会報」に掲載された記事の著作権は、執筆者と合意の上、当法人に帰属させることができるものとする。

(転載)

第5条 執筆者が、「会報」に掲載された記事の一部または全部を他の出版物、印刷物、インターネット、イントラネット等その他それらに類するものに転載する場合は、事前に当法人事務局まで連絡させるよう努めることとする。またこの転載にあつた

っては「会報」に掲載されたものであること（著作者名、誌名、掲載巻号、ページ、発行年）を明記するよう求めることができるものとする。

2 記事の著作権が、当法人に帰属する場合には、その記事の転載の可否及びその方法については当法人が決定するものとする。

（原稿料）

第6条 「会報」に掲載された記事に係る原稿について、当法人の諸謝金規程に基づき、執筆者に対し原稿料が支払われる。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則 この規程は平成29年6月2日より施行する。

別紙 原稿執筆の手引き

当法人で発行する「会報」に掲載される記事原稿は、本手引きに従うこと。

1. 原稿内容

内容は、原則として生薬・漢方薬に関する事項を対象とする。また、外国語著作物に関する翻訳文の投稿は、原著作者の許諾を得たものに限ることとする。また、原稿中に他人の著作権に係る著作物を引用した場合は、必ず手引きに従って出典を記載すること。引用の内容・程度によっては著作者に了解を得ることが条件になる場合がある。

2. 原稿の量

原稿は概ね 3,800 字前後（ページ立て 21 字×50 行×2 段組で 2 前後）で完結するように作成すること。

3. 原稿作成

原稿執筆は、原則としてパソコン等を用い以下の要領で作成すること。

- (1) A4 版縦長とし、ページ設定を 10.5 ポイント、21 字×50 行×2 段組とすること。
- (2) 電子メールで原稿（ワード、テキストファイル）及び PDF ファイルで送ること。
または電子媒体による送付も可とする。
- (3) [送付先メールアドレス koho@tokyo-shoyaku.jp](mailto:koho@tokyo-shoyaku.jp)

4. 原稿の形式

次の形式で原稿を作成すること。

- (1) タイトル
和文で 15 字以内（副題を含む場合は 60 字以内）
- (2) 執筆者の所属機関名、職名
- (3) 執筆者名
- (4) 本文
- (5) 引用文献、参照文献

5. 文章の書き方

- (1) 章節の分け方・採番の方法

次の形式にすること。

- I. ○○○○
 - 1. ○○○○
 - (1) ○○○○
 - 1) ○○○○
 - ① ○○○○
 - ・ ○○○○

- (2) 文体

原則として現代仮名遣い及び常用漢字を使用し、用語は学術用語集に準ずること。ただし、生薬名・処方名に用いる漢字はそのまま使用またはカタカナ表記とすること。また引用は原文のままとする。

- (3) 数字、欧文、コンマ、ピリオドなど

- 1) 文章の書出し及び改行に当たり必ず1マス空ける。
- 2) 句読点は、テン（、）そしてマル（。）を使用すること。2桁以上の欧文、数字は半角で記載すること。

(4) 図表、写真

- 1) 図表の原稿は、原則、本文原稿とは別に作成すること。
- 2) 図表には、図1、表1のように番号を付し、タイトルを付ける。
- 3) 写真は、電子データまたは、プリントしたものを提出すること。

(5) 引用文献、参考文献及び脚注の書き方（以下原則として適用）

- 1) 引用文献、参考文献及び脚注は、本文の後に一括して記載し、本文中にその位置を肩付き数字にて、¹⁾、²⁾…（1原稿中で通し番号）と記載すること。

2) 脚注の書き方

- ① 雑誌の場合（執筆者名、雑誌名、巻、号、ページ、発行年）

例：畠山好雄ほか、生薬学雑誌、47（1）、22-26（1993）。

Miyamoto F. *et al.*, *The Journal of Japanese Botany*,
80(2), 96-105 (2005)

- ② 単行本の場合

（執筆者名、書名、出版社、出版社所在地、発行年、ページ）

例：刈米達夫ほか、廣川 薬用植物大辞典、廣川書店、東京

1983、pp. 52-53.

公益社団法人 東京生薬協会、新常用和漢薬集、南江堂、東京、1973

- ③ Web ページ、Web サイトの場合

（執筆者名、Web ページの名称、URL、参照した日付）

Web ページ等は読者がアクセスしようとしても削除されていたり、他のURLに変更されていたり、実質的に参照できない場合が多いためできるだけ引用を避け、これに変わる刊行物が存在する場合はそれを引用する。刊行物等が存在せず、Web ページ等をやむなく引用せざる得ない場合は以下のように記載すること。

例：日本生薬学会 第52回年会

<http://www.nenkai.net/Shoyaku52/html>（参照日：2005.12.9.）

6. 原稿に関する問い合わせ先、原稿の提出先

〒101-0031

東京都千代田区東神田 1-11-4 東神田藤井ビル 7F

公益社団法人東京生薬協会事務局

TEL&FAX:03(3866)5522

E-mail: koho@tokyo-shoyaku.jp

7. 印刷原稿（初校ゲラ）の校正について

校正（訂正）は字句の訂正程度に留め、数行に及ぶような訂正はしないこと。